

平成29年10月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会



平成29年10月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	平成29年10月27日（金） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所白山浦庁舎6号棟2階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第26号 新潟市立学校管理運営に関する規則の 一部改正について…………… 1</p> <p>議案第27号 新潟市長から委任を受けた新潟市大畑少年センターの 管理に関する規則の廃止について…………… 18</p> <p>議案第28号 教職員の人事措置について…………… 20</p> <p>第3 報告</p> <p>・決算の認定について…………… 1</p> <p>第4 次回日程</p> <p>11月定例会 平成29年11月22日（水）午後3時30分</p> <p>12月定例会 平成29年12月20日（水）午後3時30分</p> <p>第5 閉会</p>



# 付議事件



議案第26号

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について、次のとおりとしたため議決を求める。

平成29年10月27日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について

1 改正理由

「学校教育法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）」（29文科初第840号：平成29年9月13日）で、大学を除く公立の学校の休業日として、新たに家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（以下「体験的学習活動等休業日」）が例示された。

新潟市立学校園では、新潟市立学校管理運営に関する規則第7条並びに同第2項等に基づき、休業日を各校園長が決めている。

そこで、各校園の判断で「体験的学習活動等休業日」を休業日として位置付けることを可能にするため、規則の改正を行う。

2 改正内容

小中学校の休業日について規定する第7条第2項に「体験的学習活動等休業日」を例示する。併せて、高等学校（第43条），中等教育学校（第54条の5），幼稚園（第57条）に「体験的学習活動等休業日」を休業日として位置付けるよう改正する。

3 施行期日

平成29年11月1日

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「校長は、あらかじめ委員会に届け出て前項に規定する休業日とは別に」の次に「、「体験的学習活動等休業日」等の」を加える。

第43条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 校長は、あらかじめ委員会に届け出て前項に規定する休業日とは別に、「体験的学習活動等休業日」等の休業日を設けることができる。ただし、休業日の年間合計は73日以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。

第54条の5中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 校長は、あらかじめ委員会に届け出て前項に規定する休業日とは別に、「体験的学習活動等休業日」等の休業日を設けることができる。ただし、休業日の年間合計は62日以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。

第57条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 園長は、あらかじめ委員会に届け出て前項に規定する休業日とは別に、「体験的学習活動等休業日」等の休業日を設けることができる。

附 則

この規則は、平成29年11月1日から施行する。



新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年教育委員会規則第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第7条 学校教育法施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日の年間合計は65日（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条の規定による場合以外に授業日に休業する日は除く。次項において同じ。）以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。</p> <p>（1） 夏季休業日</p> <p>（2） 冬季休業日</p> <p>（3） 学年末休業日</p> <p>（4） 学年始休業日</p> <p>（5） その他委員会が定める日</p> <p>2 校長は、あらかじめ委員会に届け出て前項に規定する休業日とは別に、<u>「体験的学習活動等休業日」</u>等の休業日を設けることができる。ただし、休業日の年間合計は65日以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。</p> <p>3～4（略）</p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第7条 学校教育法施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日の年間合計は65日（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条の規定による場合以外に授業日に休業する日は除く。次項において同じ。）以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。</p> <p>（1） 夏季休業日</p> <p>（2） 冬季休業日</p> <p>（3） 学年末休業日</p> <p>（4） 学年始休業日</p> <p>（5） その他委員会が定める日</p> <p>2 校長は、あらかじめ委員会に届け出て前項に規定する休業日とは別に休業日を設けることができる。ただし、休業日の年間合計は65日以内とし、この日数には当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。</p> <p>3～4（略）</p>	<p>小中学校</p>
<p>第8条～第42条（略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第43条 学校教育法施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日の年間合計は73日（学校教育法施行規則第63条の規定による場合以外に授業日に休業する日は除く。）以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律（昭和23</p>	<p>第8条～第42条（略）</p> <p>（休業日）</p> <p>第43条 学校教育法施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日の年間合計は73日（学校教育法施行規則第63条の規定による場合以外に授業日に休業する日は除く。）以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律（昭和23</p>	<p>高等学校</p>

<p>年法律第178号)に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。</p> <p>(1) 夏季休業日 42日以内  (2) 冬季休業日 14日以内  (3) 学年末休業日 12日以内  (4) 学年始休業日 7日以内  (5) 新潟市立高等学校入学者選抜学力検査(一般選抜)が行われる日  (6) 前各号のほか、委員会が認めた日</p> <p><u>2 校長は、あらかじめ委員会に届け出て前項に規定する休業日とは別に、「体験的学習活動等休業日」等の休業日を設けることができる。ただし、休業日の年間合計は73日以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。</u></p> <p><u>3～5 (略)</u></p> <p>第44条～第53条 (略)</p> <p>第54条の1～4 (略)  (休業日)</p> <p>第54条の5 学校教育法施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日の年間合計は62日(学校教育法施行規則第63条の規定による場合以外に授業日に休業する日は除く。)以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。</p> <p>(1) 夏季休業日  (2) 冬季休業日  (3) 学年末休業日</p>	<p>年法律第178号)に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。</p> <p>(1) 夏季休業日 42日以内  (2) 冬季休業日 14日以内  (3) 学年末休業日 12日以内  (4) 学年始休業日 7日以内  (5) 新潟市立高等学校入学者選抜学力検査(一般選抜)が行われる日  (6) 前各号のほか、委員会が認めた日</p> <p><u>2～4 (略)</u></p> <p>第44条～第53条 (略)</p> <p>第54条の1～4 (略)  (休業日)</p> <p>第54条の5 学校教育法施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日の年間合計は62日(学校教育法施行規則第63条の規定による場合以外に授業日に休業する日は除く。)以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。</p> <p>(1) 夏季休業日  (2) 冬季休業日  (3) 学年末休業日</p>	<p>中等教育学校</p>
--	--	---------------

<p>(4) 学年始休業日 (5) その他委員会が定める日</p> <p><u>2 校長は、あらかじめ委員会に届け出て前項に規定する休業日とは別に、「体験的学習活動等休業日」等の休業日を設けることができる。ただし、休業日の年間合計は62日以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第55条～第56条 (略) (休業日)</p> <p>第57条 学校教育法施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 夏季休業日 7月25日から8月31日まで</p> <p>(2) 冬季休業日 12月24日から1月7日まで</p> <p>(3) 学年末休業日 3月24日から3月31日まで</p> <p>(4) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで</p> <p>(5) その他委員会が定める日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、新潟市立中之口幼稚園は次のとおりとする。</p> <p>(1) 夏季休業日 8月10日から8月20日まで</p> <p>(2) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで</p> <p>(3) 学年末休業日</p>	<p>(4) 学年始休業日 (5) その他委員会が定める日</p> <p>2 (略)</p> <p>第55条～第56条 (略) (休業日)</p> <p>第57条 学校教育法施行令第29条の規定による休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 夏季休業日 7月25日から8月31日まで</p> <p>(2) 冬季休業日 12月24日から1月7日まで</p> <p>(3) 学年末休業日 3月24日から3月31日まで</p> <p>(4) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで</p> <p>(5) その他委員会が定める日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、新潟市立中之口幼稚園は次のとおりとする。</p> <p>(1) 夏季休業日 8月10日から8月20日まで</p> <p>(2) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで</p> <p>(3) 学年末休業日</p>	<p>幼稚園</p>
---	---	------------

<p>3月26日から3月31日まで</p> <p>(4) 学年始休業日</p> <p>4月1日から4月3日まで</p> <p>(5) その他委員会が定める日</p> <p><u>3</u> 園長は、あらかじめ委員会に届け出て前項に規定する休業日とは別に、「体験的学習活動等休業日」等の休業日を設定することができる。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>第58条～64条 (略)</p>	<p>3月26日から3月31日まで</p> <p>(4) 学年始休業日</p> <p>4月1日から4月3日まで</p> <p>(5) その他委員会が定める日</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>第58条～64条 (略)</p>	
---	--	--

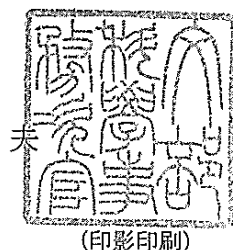


29文科初第840号  
平成29年9月13日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
高等専門学校を設置する各公立大学法人の理事長  
高等専門学校を設置する各学校法人の理事長  
附属学校を置く各国立大学長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長  
各国公立高等専門学校長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学事務次官  
戸谷 一



## 学校教育法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

この度、別添1のとおり「学校教育法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第238号）」及び「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第36号）」が平成29年9月13日に公布され、同日施行されました。

今回の改正は、別添2に示したとおり、「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上（第十次提言）」（平成29年6月1日教育再生実行会議）等において、大人と子供が触れ合いながら充実した時間を過ごすことができるよう、学校の休業日の分散化等に取り組むことが盛り込まれたことを踏まえ、家庭や地域における体験的な学習活動等多様な活動の充実を図るために、大学を除く公立の学校の休業日として、家庭及び地域における体験的な学習活動等のための休業日を定めること等を規定するものです。

については、今回の改正に当たっての留意事項は、下記のとおりですので、十分御了知の上、適切に御対応いただくようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関に対して、都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長及び各公立大学法人の理事長におかれては、その管下の学校に対して、このことを十分周知願います。

## 記

### 第1 政令改正の趣旨・目的

今回の改正の趣旨・目的は、地域における保護者の有給休暇の取得を促進することと合わせて、長期休業日の一部を学期中の授業日に移すこと等により学校休業日を分散化することで、児童生徒等と保護者等が共に体験的な学習活動等に参加すること等を通じて、児童生徒等の心身の健全な発達を一層促進する環境を醸成することを期待するものであること。

### 第2 改正の概要

- 1 大学を除く公立の学校の休業日として、新たに家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（以下「体験的学習活動等休業日」という。）を例示すること（改正後の第29条第1項）。
- 2 市町村又は都道府県の教育委員会（以下「学校設置者」という。）は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における体験的な学習活動等の円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする（改正後の第29条第2項）。

### 第3 留意事項

- 1 各学校設置者においては、本政令改正の体験的学習活動等休業日の設定について検討するよう努めること。その際、児童生徒等や学校、地域の実態に十分配慮するとともに、教育現場に混乱が生じないように配慮すること。
- 2 各学校設置者において体験的学習活動等休業日の設定について検討を行う際には、商工会、商工会議所等の経済団体や首長部局を中心とした企業等における有給休暇取得促進に向けた取組の状況を踏まえ、経済団体等と連携して環境整備に努めること。
- 3 体験的学習活動等休業日を設定する場合における具体的な日数や時期、設定する範囲等については、児童生徒等や学校、地域の実態、年間の指導計画等を踏まえ、各学校設置者又はその委任を受けた学校の長が適切に判断すること。例えば以下のような場合が考えられること。また、体験的学習活動等休業日を設定するほか、授業日の午後を休業にする等柔軟に休業を設定することも考えられること。なお、学校設置者が体験的学習活動等休業日の設定の権限を学校長に委任する場合であっても、各学校設置者においては経済団体等との連携によって、域内の環境整備を図る必要があること。
  - ・学期中の授業日に行われている地域の祭り等、地域の行事の開催日を体験的学習活動等休業日として設定する場合
  - ・地方公共団体が独自に設けている既存の記念日（例えば、「県民の日」等）が休業日として設定されている場合、その前後の授業日を体験的学習活動等休業日として新たに連続した休業日を設ける場合や、既存の休業日（例えば、2学期制を採用している学校の秋季休業日等）を活用する場合
  - ・運動会や参観日等の振替休業日の設定を工夫し土曜日や日曜日と組み合わせる等して新たに連続した休業日を設ける場合
  - ・学校や地域の実態を踏まえ、例えば、中学校区単位で体験的学習活動等休業日を分散して設定する場合

- ・夏季休業日等の長期休業日のうちの数日を授業日に振り替え、学期中の授業日を体験的学習活動等休業日とし土曜日や日曜日と合わせて新たに連続した休業日を設ける場合
- 4 体験的学習活動等休業日を設定するに当たっては、学習指導要領で示している各教科等の内容の指導に支障のないよう適切に年間授業日数を確保するとともに、各学年及び各教科等の年間授業時数を確保するよう十分に留意すること。
- 5 体験的学習活動等休業日を設定するに当たっては、児童生徒等に対してスポーツや文化、自然体験等の豊かな体験的な学習活動が提供されるよう、各地方公共団体において、地域人材等の協力も得ながら、教育プログラムの提供やスポーツ教室の開催、博物館や青少年教育施設、スポーツ施設、文化施設等における児童生徒等対象の体験的な学習活動の実施等、児童生徒等が様々な活動に参加できる場や機会の充実に努めること。また、各地方公共団体においては、保護者や地域に対し、当該休業日を設定する趣旨についての理解や当該休業日における様々な体験的な学習活動への協力が得られるよう努めること。
- 6 学校休業日の分散化を促進していく上では、児童生徒等の休みに合わせて保護者が有給休暇を取得できることが重要となるため、関係省庁において、企業等が保護者の有給休暇取得に積極的に取り組むよう働きかけを行うこととしているが、各地方公共団体においては、関係機関や地域の方々との連携を図り、保護者が有給休暇を取得できない家庭に配慮して当該家庭の児童生徒等についても体験的な学習活動等に参加できるような体制づくりに努めること。
- 7 各地方公共団体においては、障害がある等特別な配慮を必要とする児童生徒等や、大学を除く、国公立大学法人の設置する域内の学校や域内の私立の学校、独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する域内の高等専門学校の児童生徒等も等しく体験的な学習活動等に参加できるような機会の充実に努めること。
- 8 体験的学習活動等休業日の設定に当たっては、児童生徒等が保護者や地域と触れ合う時間を確保するという本政令改正の趣旨に鑑み、各学校設置者において、各学校の教職員の業務負担の増加につながることのないようにするとともに、当該休業日に合わせた教職員の有給休暇取得の奨励に努めること。

#### 第4 その他

- 1 大学を除く国公立大学法人の設置する学校及び独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する高等専門学校においては、この改正を踏まえ、体験的学習活動等休業日の設定について検討するよう努めること。
- 2 大学を除く私立の学校においては、この改正の趣旨を踏まえ、休業日の設定の在り方について検討を行うことが望ましいこと。

#### 第5 施行期日

公布日から施行すること。

本件担当： 文部科学省初等中等教育局教育課程課 電話番号：03-5253-4111（内線2565）
---

## 政令第二百三十八号

## 学校教育法施行令の一部を改正する政令

内閣は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百二十二条の規定に基づき、この政令を制定する。  
学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「及び」を「並びに」に改め、「休業日」の下に「又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この政令は、公布の日から施行する。



学校教育法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（学期及び休業日）</p> <p>第二十九条 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。</p> <p>2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たつては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>（学期及び休業日）</p> <p>第二十九条 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。</p> <p>（新設）</p>

○文部科学省令第三十六号

学校教育法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百三十八号）の施行に伴い、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月十三日

文部科学大臣 林 芳正

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 学校教育法施行令第二十九条第一項の規定により教育委員会が定める日</p>	<p>第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

■ 自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、  
学校、家庭、地域の教育力の向上（第十次提言）

（平成 29 年 6 月 1 日教育再生実行会議）

1. 学校、家庭、地域の役割分担と教育力の向上について

(2) 家庭、地域の教育力の向上

〔家庭における子供と向き合う時間の確保－地域ごとの学校休業日の分散化〕

- 家庭教育の充実のためには、家族での旅行やスポーツ、自然体験活動などの機会を通じて、大人と子供が触れ合いながら充実した時間を過ごすことができるようにすることが重要である。

そのため、国、地方公共団体、学校、産業界等は、地域ごとに学校の夏休みなどの長期休業日の一部を学期中の平日に移して設定する学校休業日の分散化の推進や設定した休業日における多様な活動機会の充実を図るとともに、特に経済関係の行政機関や産業界の団体は、連携・協力して学校休業日に合わせた保護者の有給休暇の取得を強力に促進する。あわせて、土日や長期休業中等における部活動の休養日の適切な設定等により、子供が家族とともに地域で過ごすための環境づくりを推進する。また、夏期において授業を行う場合が想定されることから、子供たちが集中して学習できる環境の整備等を進める。

■ 経済財政運営と改革の基本方針 2017～人材への投資を通じた生産性向上～

（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）

第 2 章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

3. 消費の活性化

(2) 新しい需要の喚起

② 観光・旅行消費の活性化

大人と子供が向き合う時間を確保するため、地域の実情に応じ、教育現場に混乱が生じないよう対応を検討の上、2018 年度（平成 30 年度）から地域ごとに「キッズウィーク」を設定し、学校休業日の分散化、有給休暇取得の促進、休日における多様な活動機会の確保の取組を官民一体として推進する。

## 第 2 具体的施策

### Ⅲ 地域経済好循環システムの構築

#### 3. 観光・スポーツ・文化芸術

##### (2) 新たに講ずべき具体的施策

##### i) 観光

③ すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

##### ケ) 休暇改革

- ・大人と子供が向き合う時間を確保するため、地域の実情に応じ、教育現場に混乱が生じないように対応を検討の上、来年度から地域ごとに「キッズウィーク」を新たに設定し、学校の夏休みなどの長期休業日の一部を学期中の平日に移して設定する学校休業日の分散化や分散化された学校休業日に合わせた有給休暇取得の促進、休日における多様な活動機会の確保を図るとともに、これらの取組を官民一体となって推進する。

# 学校教育法施行令の一部を改正する政令施行通知（概要）

## 1. 政令改正の趣旨・目的を明記

保護者の有給休暇取得の促進と合わせて、学校休業日を分散化することで、子供と保護者が共に体験的な学習活動等に参加すること等を通じて、子供の心身の健全な発達を一層促進する環境を醸成

## 2. 導入に当たって混乱がないよう留意事項を明記

- ①各学校設置者において検討するよう努める。その際、子供や学校、地域の実態に十分配慮するとともに、教育現場に混乱が生じないよう配慮
- ②経済団体や首長部局を中心とした企業等の有給休暇取得促進に向けた取組を踏まえ、経済団体と学校設置者が連携し休業日の設定を検討
- ③具体的な日数や時期、設定する範囲は各学校設置者の判断。休業日の柔軟な設定が可能であることを具体的な事例を示して説明（例：地域の祭り等に合わせ休業日を設ける場合、運動会の振替休業日を土日と組み合わせて連休を設ける場合 等）
- ④休業日の設定に当たっては、年間の授業日数や授業時数の確保に留意
- ⑤豊かな体験活動が提供されるよう、各地方公共団体に対し、社会教育やスポーツ、文化など様々な活動機会の確保を要請
- ⑥関係省庁において有給休暇の取得促進に積極的に取り組むことともに、各地方公共団体においては、保護者が休めない子供が体験的な学習活動等に参加できるように努める
- ⑦特別な配慮を必要とする子供や、国私立の学校の子供も体験的な学習活動等に等しく参加できるように環境整備に努める
- ⑧各学校設置者において、教員の業務負担増につながらないよう配慮するとともに、休業日に合わせた教員の有給休暇取得を奨励

## 3. スケジュール

9月 8日 政令案閣議決定  
9月13日 公布・施行通知発出

議案第 27 号

新潟市長から委任を受けた新潟市大畑少年センターの管理に関する規則の  
廃止について

新潟市長から委任を受けた新潟市大畑少年センターの管理に関する規則の廃止について、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 29 年 10 月 27 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市長から委任を受けた新潟市大畑少年センターの管理に関する規則の  
廃止について

1 廃止理由

平成 29 年 9 月議会定例会で、「新潟市大畑少年センター条例（平成元年新潟市条例第 2 号）を廃止する条例」が議決されたことに伴い、規則を廃止するもの。

2 廃止内容

新潟市長から委任を受けた新潟市大畑少年センターの管理に関する規則を廃止するもの。

3 施行期日

新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例（平成 29 年新潟市条例第 24 号）の施行の日から施行する。



新潟市長から委任を受けた新潟市大畑少年センターの管理に関する規則を廃止する規則  
をここに公布する。

平成29年 月 日

新潟市教育委員会  
教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市長から委任を受けた新潟市大畑少年センターの管理に関する規則を廃止する  
規則

新潟市長から委任を受けた新潟市大畑少年センターの管理に関する規則（平成21年教  
育委員会規則第8号）は、廃止する。

附 則

この規則は、新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例（平成29年新潟市条例第  
24号）の施行の日から施行する

議案第28号

**教職員の人事措置について**

教職員の人事措置について、議決を求める。

平成29年10月27日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

非公開での審議を予定しており、資料は関係者のみに当日配布します。

# 報 告



平成 28 年 度

# 主要施策成果説明書

(教育委員会)

# 教育委員会

## 1 歳 入

(一般会計)

(単位 円)

区 分	予算現額 (A)	調定額	収入済額 (B)	予算現額に 比し増△減	執行率 (B)/(A)
教 育 総 務 課		1,111,034	1,111,034	1,111,034	皆増
学 務 課	321,798,000	325,523,672	308,979,908	△ 12,818,092	96.0%
施 設 課	10,111,010,484	5,716,436,071	4,360,745,071	△ 5,750,265,413	43.1%
保 健 給 食 課	60,868,000	57,052,082	56,942,392	△ 3,925,608	93.6%
地 域 教 育 推 進 課	99,211,000	96,339,752	96,339,752	△ 2,871,248	97.1%
学 校 人 事 課		289,373	289,373	289,373	皆増
教 育 職 員 課	1,657,000	715,000	715,000	△ 942,000	43.2%
総合教育センター					
学 校 支 援 課	63,534,000	60,439,713	60,439,713	△ 3,094,287	95.1%
生涯学習センター	27,130,000	26,209,308	26,209,308	△ 920,692	96.6%
中 央 公 民 館	90,330,000	83,745,907	83,745,907	△ 6,584,093	92.7%
中 央 図 書 館 課 企 画 管 理 課	18,620,000	17,454,255	17,454,255	△ 1,165,745	93.7%
合 計	10,794,158,484	6,385,316,167	5,012,971,713	△ 5,781,186,771	46.4%

## 2 歳 出

(一般会計)

(単位 円)

区 分	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度繰越額	不用額	執行率 (B)/(A)
教 育 総 務 課	2,133,010,000	1,978,019,584		154,990,416	92.7%
学 務 課	4,797,471,000	4,704,074,970		93,396,030	98.1%
施 設 課	12,218,440,484	6,563,842,074	5,542,428,174	112,170,236	53.7%
保 健 給 食 課	2,445,012,000	2,377,782,650	9,800,000	57,429,350	97.3%
地 域 教 育 推 進 課	303,591,000	296,670,947		6,920,053	97.7%
学 校 人 事 課	5,003,158,000	4,876,924,401		126,233,599	97.5%
教 育 職 員 課	228,470,000	214,612,337		13,857,663	93.9%
総合教育センター	22,657,000	21,315,421		1,341,579	94.1%
学 校 支 援 課	994,385,000	972,683,294		21,701,706	97.8%
生涯学習センター	1,776,741,000	1,749,340,486	15,000,000	12,400,514	98.5%
中 央 公 民 館	466,301,000	429,362,895	3,000,000	33,938,105	92.1%
中 央 図 書 館 課 中 企 画 管 理 課	684,265,000	668,003,211		16,261,789	97.6%
合 計	31,073,501,484	24,852,632,270	5,570,228,174	650,641,040	80.0%

### 3 主要施策

#### (1) 教育政策関係

「新潟市教育ビジョン」の実現に向けて、第3期実施計画に盛り込まれた具体的な事業を着実に実施するとともに、「新潟市教育ビジョン推進委員会」を開催し、評価の確認と推進のための意見聴取を行うなど、教育ビジョンの進行管理に努めた。その結果、全体の84.3%の施策において、目標以上の成果を上げることができた。

学校適正配置については、「新潟市立小中学校の適正配置基本方針」に基づき、望ましい教育環境の確保に向けて緊急性の高い地域から協議を行った。また、幼児教育水準の向上のために、市立幼稚園のこれからの役割と方向性を取りまとめた。今後、再編を念頭に教育内容の重点的な「選択」と教育環境の効果的な「集中」を図っていく。

新潟市一貫教育推進協議会では、9年間の一貫教育の全市展開に向けて、協議を進めた。下部組織である小中一貫教育部会では、4つのパイロット中学校区において実践を始め、幼・保・小連携部会では接続カリキュラムの作成に取り組んだ。

○教育ビジョンの適正な推進

731,651 円

#### (2) 学校管理関係

学校ICT整備事業では、コンピュータ教室で1人1台体制での学習ができる教育用コンピュータ、普通教室・特別教室でインターネットによる調べ学習ができる校内LAN用コンピュータ、及び校務を安全かつ効率的に行うための教職員用コンピュータについての管理運営を引き続き行い、情報通信ネットワークを利用したICT環境の充実を図った。

○学校ICT整備事業費

788,477,154 円

就学援助事業では16,043人、特別支援教育就学奨励費では3,077人に援助を行うとともに、東日本大震災による避難者への就学援助事業では207人に援助を行い、保護者の経済的負担の軽減を図った。

奨学金制度では、新潟市奨学金と社会人奨学金を合わせて306人に貸付けを実施し、返還にあたっては、若者の経済的支援を行うとともに、本市への定住促進を図



るため「返還特別免除制度」の拡充を図った。また、高校入学時の入学準備金貸付事業を実施し、23人に貸付けを行った。

○就学援助事業費	1,172,330,461円
○特別支援教育就学奨励費	60,907,893円
○避難者就学援助事業費	16,910,063円
○奨学金貸付事業費	122,734,169円
○入学準備金貸付事業費	4,861,560円

学校改築事業では、南万代小学校の事業を完了したほか、前年度に引き続き、木戸小学校ほか1校で実施した。また、新通小学校の児童急増に伴い、分離新設校建設事業のための用地取得及び基本設計に着手した。

災害時の避難所に指定されている学校施設の耐震補強工事については、外壁改修などの非構造部材の耐震対策を進めた。

このほか、山潟小学校ほか4校で大規模改造工事を実施し、学校施設のエコスクール化を推進するため、木戸小学校ほか5校で太陽光発電・蓄電池設備の整備を行ったほか、葛塚小学校ほか4校でトイレ改修を実施した。

また、内野中学校で武道場を建設したほか、老朽化した校舎等の改修工事など、教育環境の整備を積極的に進めた。

○南万代小学校校舎改築事業費	368,873,312円
○木戸小学校校舎一部改築事業費	694,055,562円
○日和山小学校校舎整備事業費	1,241,973,969円
○新通小学校分離新設校建設事業費	357,188,086円
○指定避難所耐震補強事業費	615,466,674円
○大規模改造事業費	1,479,466,752円
○学校施設エコスクール化推進事業費	290,267,280円
○武道場改築事業費	132,814,080円
○老朽校舎等改修事業費	385,786,316円

### (3) 学校保健・学校給食関係

学校保健では、定期健康診断及び精密検査を引き続き実施し、疾病の早期発見や児童生徒の健康管理に努めた。

児童生徒の生活習慣病予防対策として、小学校4年生及び中学校1年生にリーフ

レットを配付し予防啓発に努めたほか、希望者 1,922 人に健診を実施した。健診の結果、要医療者は生活習慣病が 12.4%、貧血が 6.5%であり、それぞれ専門医療機関での受診を勧奨するとともに、学校での保健指導や保健師による健康相談など、健診結果に基づく指導の充実を図った。

学校給食では、市内産の米を使用した完全米飯給食を引き続き実施したほか、地域の実情に応じた地場産農林水産物の使用拡大を図った。食材の使用率は、市内産 16.6%、県内産 31.3%となり文部科学省の目標値（県内産 30%以上）を上回った。

食育の推進については、栄養士による食の指導を行ったほか、学校給食研究推進校 4 校を指定し、研修会等を通じて研究の成果を市内全校で共有した。

また、食物アレルギーに対応するため、学校教職員を対象とした研修会を開催し、適切な対応が取れるよう指導した。

効率的な学校給食の運営を行うため、既に委託している 5 校と、新たに委託した新通小学校・真砂小学校・五十嵐小学校の 3 校を加えた 8 校において、調理業務の委託を実施した。

○学校医の配置・各種健康診断事業費	173,211,384 円
○児童生徒の生活習慣病予防対策事業費	7,821,864 円
○「食に関する指導」推進事業費	449,020 円
○学校給食管理費（調理委託）	142,752,780 円

#### （４）学校教育関係

確かな学力の向上のため、市内全域の小学校 6 年生及び中学校 3 年生を対象に学力調査を実施し、学力実態の分析を行い対策を講じてきた。その結果、平成 28 年度は、小学校も中学校も、すべての教科で全国及び新潟県全体の平均正答率を上回った。特に小学校では国語も算数も全国の平均正答率を大きく上回った。評価問題配信による基礎的内容の確実な習得とともに、学校訪問を通しての授業改善の効果が現れてきた。

広い視野をもって異文化を理解し、異なる文化や習慣をもった人と共に生きていく資質や能力を育成するため、外国語指導助手を配置し英語教育の充実に努めた。また、ふるさと新潟の良さを伝え、愛着を育むため、「大好きにいがた体験事業」として、その活動を支援したほか、芸術鑑賞や自然体験などの体験学習の充実を図った。

いじめや不登校への対策として、小・中・高校にスクールカウンセラーを配置・

派遣し、早期発見及び早期対応によるいじめの解消や不登校の減少に努めた。特にいじめ防止対策として、平成 28 年 12 月に校長研修、教頭・生徒指導担当者研修、指導主事・管理主事研修を行い、いじめの早期発見とそれに伴う組織的対応等について周知するとともに、全市立学校において校内職員研修を実施した。同時にいじめアンケートの取り扱い方法や校内ケース会議の迅速な開催についても通知し、徹底を図った。

校内で解決が困難な事案対応や児童生徒の周囲の環境への働きかけが必要な場合は、スーパーサポートチームやスクールソーシャルワーカーを随時派遣し、子どもの相談に対応するとともに、学校・保護者・関係機関等と積極的に連携し、問題の解決に努めた。

特別支援教育に関しては、子ども一人ひとりがその能力や可能性を最大限に発揮し、自立と社会参加することができるように、適切な指導及び支援を行った。特別支援教育サポートセンターを中心に、相談支援を行う体制の充実を図るとともに、小・中学校へ支援員を配置し、障がいのある児童生徒の学校生活を支援した。

また、平成 28 年度より各区教育支援センターに配置し必要な時期に派遣する「特別支援サポーター」及び退職教員が学校に出向き支援を行う「クラスサポーター」の 2 つの取り組みを開始した。

○学力実態調査・学習支援員の活用	17,440,638 円
○外国語指導助手の配置	60,052,410 円
○ふるさとにいがた体験活動の推進	8,461,767 円
○優れた音楽・芸術に触れる機会の提供	38,002,648 円
○自然体験学習の充実事業費	11,096,910 円
○カウンセラー等活用事業費	51,032,846 円
○特別支援教育サポートネットワーク事業費	1,123,044 円
○支援員の配置	407,446,486 円

#### (5) 教職員関係

第 4 次地方分権一括法により、平成 29 年 4 月に県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の権限が県から市へ移譲される準備として、少人数学級の拡充や新たな勤務条件の確立、教職員人事給与システムの構築などを実施した。

優秀で多様な能力をもった教員を確保・育成していくために、市立小・中・高・

特別支援学校の教員の採用，管理職の登用に関する選考検査を実施し，教員を 86 名採用し，管理職を 66 名登用した。また，透明性，公平性を確保するため，民間面接委員による面接を引き続き実施した。

教職員の資質・指導力の向上と学校組織の活性化を図るため，市独自の教職員評価制度による管理職評価・教職員評価を行うとともに，校園長・教頭を対象にした評価者研修の内容に変更を加え，校園長・教頭の評価能力の一層の向上に努めた。その結果，「評価者研修受講者の充実度（満足度）が高い人の割合」は 89.5%となり，前年度と比べ 0.8 ポイント増加した。

教職員への支援として，教職員の負担を軽減し，児童・生徒とじっくり向き合えるよう，全学校・園への照会文書等の削減に引き続き取り組むとともに，平成 23 年 3 月に策定した「多忙化解消行動計画」を基に全学校・園での取り組みを推進させた。その結果，「放課後に子どもと接する時間が 1 週間当たり 5 時間以上の教職員の割合」は 64.9%となり，平成 22 年度と比べ 38.8 ポイント増加した。また，一校一取組を実施し，多忙化解消に対する教職員の意識の高揚や取り組みの焦点化を図った。

教職員の健康管理では，定期健康診断やストレスチェック，各種がん検診を実施し，教職員の心と体の健康づくりに努めた。

総合教育センターでは，市民に信頼される教職員の育成を目指し，学校現場のニーズに合致した研修及び教職員のキャリアステージや教育課題に応じた研修を，合計 114 講座実施した。

研修講座の改善・充実を行った結果，研修全体の受講者満足度 A 評価（とても充実していた）は 88.1%で目標の 80%を達成した。

特に，教職経験 2～3 年目の「若手教師道場白帯」では A 評価が 91.7%，教職経験 4～5 年目の「黒帯」では A 評価が 95.0%に達し，若手教員の授業スキルの向上及び若手教員同士のネットワークの構築が図られた。

また，研修受講後，研修で学んだことが実際に活用され，研修効果を実感できたかどうかの測定を目的とする「3 か月後アンケート」では，「3 か月後に研修したことを活用できた」との回答が平均 77.1%となった。アンケートで得られた意見を講座計画に反映させることによって，講座内容のさらなる改善を図った。

#### 研修実績の推移

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
受講者数(人)	6,813	7,248	7,338	8,018	7,500
満足度 A 評価(%)	86.6	85.8	88.4	87.6	88.1

他の教師の模範となる優れた教師力をもつマイスター教員の養成を図る「マイスター養成塾」では、平成19年度からの10年間で110人が修了し、そのうち、91人がマイスターに認定された。

認定されたマイスターは、センター研修や校内研修等で講師を務め、受講者へその指導技術を伝達し、市全体の教師力向上に大きく寄与した。

#### マイスター養成塾の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
受講者数（入塾者数）	19(12)	18(12)	16(12)	17(8)	18(8)
認定者数	9	14	7	5	7
認定延人数	58	72	79	84	91
修了延人数	80	90	102	103	110

○県費負担教職員の権限移譲準備	170,307,386円
○教職員採用等事業費	4,285,813円
○教育関係職員の人事管理の適正化	774,609円
○多忙化解消対策推進事業費	80,480円
○学校等教職員の健康管理	15,425,234円
○マイスター養成塾等スキルアップ研修	6,061,726円

#### (6) 地域連携関係

学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくりを推進する取り組みとして、学校を中心とした地域コミュニティや地域の教育力の醸成を図る「地域と学校パートナーシップ事業」をすべての市立小学校108校、中学校56校、中等教育学校1校、特別支援学校2校の計167校で実施した。

学校では、子どもたちと地域の大人との豊かなかかわりを通して、学習活動の充実や教育環境の整備が進み、子どもの学力や体力の向上、社会性の育成や自己肯定感の醸成が図られた。さらに、学校支援ボランティア活動を通して、地域住民や保護者の経験と知識を生かせる場として学校がより身近な存在となり、住民同士の交流も生まれ、地域の活性化につながった。

「ふれあいスクール事業」は、67校において開催し、平日の放課後や土曜日の午前中に子どもたちの安心安全な居場所を提供した。また、スタッフとしてかかわる保護者や地域住民の協力を得て、異年齢交流や地域の大人との交流を図ることがで

きた。

保護者、地域からは、「子どもとふれあえて楽しく元気をもらっている」、「地域の中に知り合いが増え交流できて嬉しい」などの感想が多く寄せられており、地域全体で子どもをはぐくむ気運をより一層高めることができた。

#### 地域と学校パートナーシップ事業

	26年度	27年度	28年度
事業実施校数	172校(※1)	169校(※1)	167校(※1)
学校支援延べ事業数	51,178回	51,718回	53,272回
学校支援ボランティア延べ人数	219,848人	258,822人	269,096人

※1 学校の統廃合による減

○地域と学校パートナーシップ事業費	148,144,665円
○ふれあいスクール事業費	41,463,950円

#### (7) 青少年関係

青少年の非行防止や健全育成を図るため、青少年育成員を委嘱し、繁華街などで巡回や青少年への声かけを実施した。

若者支援事業では、新潟市若者支援センター「オール」において、相談業務をはじめ、若者の支援者であるユースアドバイザーを配置し、安心して過ごせる居場所を提供した。また、若者の社会的・職業的自立を支援する事業を実施した。

芸術創造村・国際青少年センター整備事業では、実施設計を行った。

○街頭育成活動	2,046,690円
○若者支援事業費	6,818,410円
○芸術創造村・国際青少年センター整備事業費	18,356,734円

#### (8) 生涯学習関係

生涯学習センターでは、市民の高度で専門的な学習ニーズに応えるため、「にいがた市民大学」を開設し、大学コンソーシアムとの連携による講座など、計5講座を開講し、多様な学習機会の提供に努めた。

また、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を図ることを目的とし

た「早寝早起き朝ごはん運動」を推進するため、地域コミュニティ協議会等と協働で「おはよう朝ごはん料理講習会」を39回開催し、1,133人の参加があったほか、保護者が一堂に会する就学時健診等の機会を捉え、「子育て学習出前講座」を小・中学校118校で開催した。

引き続き、生涯学習ボランティアの育成を支援するとともに、ボランティアバンクの普及啓発を行い、生涯学習の推進を図った。

○にいがた市民大学開設事業費	5,944,064円
○家庭教育振興事業費	2,115,250円
○生涯学習ボランティア育成支援事業費	124,047円

公民館では、地域コミュニティ協議会や社会福祉協議会等の地域団体と連携しながら「地域コミュニティ活動活性化支援事業」を実施し、地域課題の解決に必要な事業や地域のつなぎ役となるコミュニティ・コーディネーターの育成に全区で取り組み、受講者が実践活動の計画を進めるなど、地域の連帯感の醸成と地域づくり、人づくりを支援し、地域の教育力向上に努めた。

また、出産前から思春期まで子どもの成長に合わせた「家庭教育学級」を21館で開催した。68講座に6,463人が参加して、子どもとのコミュニケーションの取り方や親としてできること・すべきことなどを学び、家庭の教育力向上につながった。

さらに、「青少年の居場所づくり」を19館で実施し、地域で子どもを見守り、支えていく場づくりに努めるとともに、子どもと大人の相互理解の推進を図った。

出会いと婚活支援事業においては、83名の参加者によるコミュニケーション力などのスキルアップや市内バスツアーなどのイベントを行い、19組38人のマッチング結果となった。

○地域コミュニティ活動の活性化	3,928,906円
○地域学振興事業費	1,194,321円
○（公民館）家庭教育振興事業費	8,916,383円
○青少年の居場所づくり	238,596円
○出会いと婚活支援事業費	5,335,956円

図書館では、「新潟市立図書館ビジョン」に基づき、「心豊かな都市づくりを支える市民の身近な学びと情報の拠点」として市民の生涯学習を支援するため、幅広い

資料・情報の収集と提供を行うとともに、法律や労働問題をテーマにした「くらしの情報講座」や地域と連携した講座など、図書館資料を活用した様々な事業を実施した。また、高齢者福祉施設向けにテーマ別のセット本を貸し出すサービス「いきいきBOX」を引き続き実施した。

さらに、市民の生活・仕事・地域の課題の解決に役立つよう、レファレンス（調査相談）サービスの充実に努め、94,580 件の質問に対応するとともに、中央図書館で「行政書士無料相談会」や「起業・経営相談会」、「ビジネス支援セミナー」を開催した。

ブックスタート事業では、1歳誕生歯科健診の場を活用して、約6,000組の親子に絵本の読み聞かせを行うとともに、絵本をプレゼントした。また、子ども連れで気がねなく図書館を利用できるよう「赤ちゃんタイム」を市内の18図書館に拡大して実施した。

学校の読書活動や調べ学習推進のため、4つの学校図書館支援センターで、学校図書館への訪問、業務相談や学校司書研修、図書資料の貸出などの支援を行った。

#### 図書貸出数

	25年度	26年度	27年度	28年度
貸出数	4,599,711	4,579,026	4,660,496	4,517,184
対前年度比 (%)		99.55	101.78	96.92

○読書普及事業費	154,045,708 円
○図書館サービス向上事業費	110,719,975 円
○ビジネス情報提供事業費	3,126,288 円
○子どもの読書環境の整備	6,495,762 円